

# 國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

## 皇帝敬問について：漢から隋の場合

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2023-02-07<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 金子, 修一<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.57529/00001492">https://doi.org/10.57529/00001492</a>                       |

# 皇帝敬問について

## —漢から隋の場合—

金子修一

### 論文要旨

「皇帝敬問」は、漢から唐までの中国王朝から異民族の首長に発信された国書冒頭の書式のうち、相手を最も尊重した場合の書式である。「皇帝敬問」及びこれに準ずる「皇帝問」は、漢代から隋代までの国内の臣下にも授与されたが、唐代の公文書ではこれらは臣下に対する慰勞詔書に分類されるという学説もあり（但し国内の臣下に対する実例はない）、この説に従えば「皇帝敬問」は対等な異民族（敵国）の首長に発信される

文書ではないことになる。そこで本稿では、漢代から隋代までの「皇帝敬問」「皇帝問」の用例を逐一検討し、「皇帝敬問」には対等と見做される相手に発信される例のあることを確認した。また隋唐では、中国皇帝と異民族の首長とが双方対等な場合に「致書」という文言の用いられる例があるが、地の文としての用例ではなく、文書冒頭の書式としての「致書」文言は、隋代になって初めて登場することも併せて確認した。

### 一 はじめに

私は卒業論文を基礎にした「唐代の国際文書形式」<sup>(1)</sup>で、唐朝から異民族の首長宛に発信されたいわゆる国書の冒頭の形式を整理し、それらが「皇帝敬問」「皇帝問」「敕」の三種類、三段階から成ることを明らかにした。そして、それらの国書の発信された時期の唐朝と相手国との関係を考察し、皇帝敬問は唐と相手国とが対等の敵国関係にある場合に発信され、皇帝問と敕とは君臣関係にある場合に発信されると結論した。皇帝敬問と皇帝問とは類似した表現ではあるが、用例からすると後者は臣下の国でも鄭重に扱う必要のある場

合に発信されたものと理解したのである。

本稿を発表した当時は、国書を含む唐代の公文書形式については纏まった研究はほとんど存在しなかった。その後、中村裕一氏が唐代の公文書形式について精力的に研究を発表するようになり、「皇帝敬問」「皇帝問」「敕」については（中村氏はそれぞれの下に相手方を示す「某」を附す）、前二者が慰勞制書、「敕」が論事敕書に分類されることを明らかにした。そこから中村氏は、「皇帝敬問」も慰勞制書に分類される以上は臣下に授与される書式であり、これを敵国関係の相手に用いられるものとした拙稿の判断は誤りであると批判し、対等な関係の相手に用いられる書式は「致書」文言であると指摘した<sup>(2)</sup>。公文書形式の研究から導かれた中村氏の以上の指摘は貴重であるが、国書において「致書」文言が用いられたのは隋代が最初であって、それ以前の魏晉南北朝や漢代には見られない。また唐代にあっても、「致書」文言が見られるのは唐側の官僚から異民族の首長以外の高位の人物に宛てられる場合であって、唐代では宋と遼や金との間のように君主間で「致書」文言が用いられた例はない。一方、唐と回紇（回鶻）との場合のように、唐代でも敵国関係と判断し得る異民族との関係は存在する。国書冒頭の形式が慰勞制書や論事敕書に収斂するからといって、唐朝と異民族との間に敵国関係は存在しなかった、と言い切ってしまうわけにはいかないであろう。

一方、漢から魏晉南北朝にかけては、国内の人物に対して「皇帝敬問」「皇帝問」が用いられた例も少数ながら存在したが、それらが国書の研究と関連する形で取り上げられたことは、中村氏の所論以外はこれまでなかった。私は卒論以来、唐以前の「皇帝敬問」「皇帝問」についても関心を持ち、少しずつ正史の諸例を蒐集していた。そこで定年を前にした本稿で、唐より前の「皇帝敬問」「皇帝問」の実例について紹介しつつ、その内容について逐一検討することにした次第である。

## 二 漢代における「皇帝敬問」「皇帝問」

『尚書』呂刑篇には

(一) 皇帝哀矜庶戮之不辜、報虐以威、遏絶苗民、無世在下。乃命重・黎、絶地天通、罔有降格。羣后之逮在下、明明斐常、齔寡無蓋。

皇帝清問下民、鰥寡有辭于苗、德威惟畏、德明惟明。

とある。これは文献における皇帝のかなり早期の例であると言えるし、そこに「皇帝清問下民」とあるのも興味深い。この例を直接史実に結びつけるのは困難であるが、以下に見るように前漢初期の国書から「皇帝敬問」の書式が用いられているので、その前提として「皇帝清問下民」の用例が存在していることは考慮する必要があるであろう。

実例では、前漢初期の文帝期の漢と匈奴との間に、以下のように数例の「皇帝敬問」が見られる。

(二) 其明年(文帝四年、前一七六) 單于遣漢書曰、天所立匈奴大單于敬問皇帝、無恙。前時皇帝言和親事、稱書意合歡。漢邊吏侵侮右賢王、右賢王不請、聽後義盧侯難氏等計、與漢吏相距、絕二主之約、離兄弟之親(下略)。

これは匈奴の冒頓單于が漢の文帝に発信した国書であり、中国と異民族との間に交わされた国書の最初の例である。漢が月氏に働きかけて匈奴を討とうとしたが、逆に匈奴が月氏を滅ぼし、樓蘭・烏孫・呼揭及びその隣の二十六国を平定したことなどを伝えた上で、漢との交渉を申し出た、かなり強気の文書である。「敬問」の「敬」は「つつしんで」と読むのが適切であるが、以下は「敬問」と音読する。これに対する文帝の返書が次の一文であるが、冒頭には省略した(二)の文章の一部が引かれており、「朕甚嘉之」以下が漢からの返書の内容となる。

(三) 孝文皇帝前六年、漢遣匈奴書曰、皇帝敬問匈奴大單于、無恙。使郎中係雋淺遺朕書曰、右賢王不請、聽後義盧侯難氏等計、絕二主之約、離兄弟之親、漢以故不和、鄰國不附。今以小吏敗約、故罰右賢王、使西擊月氏、盡定之。願寢兵休士卒養馬、除前事、復故約、以安邊民、使少者得成其長、老者安其處、世世平樂。朕甚嘉之、此古聖主之意也。漢與匈奴約爲兄弟、所以遺單于甚厚。倍約離兄弟之親者、常在匈奴。然右賢王事已在赦前、單于勿深誅。單于若稱書意、明告諸吏、使無負約、有信、敬如單于書(下略)。

以上の(二)(三)では、漢と匈奴との約で兄弟となったことが述べられており、文帝の書ではそれが匈奴によって破られた(倍そむく)とも記されているが、全体としては両者の兄弟関係を保とうとする内容であったと見てよい。以上から、漢初には漢と匈奴との兄弟関係において「匈奴大單于敬問」「皇帝敬問」の書式が用いられたことが確かめられる。

冒頓單于が死去して老上稽粥單于が立つと、文帝は宗室の女性を公主として單于に降嫁させ、宦官の中行説を付き添わせた。自分の

意に反して匈奴に仕えることになった中行説は、積極的に匈奴の強大化に尽力したが、国書の書式についても以下のように指導したことが伝えられている。

(三―二) 漢遺單于書、牘以尺一寸、辭曰皇帝敬問匈奴大單于、無恙。所遺物及言語云云。中行説令單于遺漢書、以尺二寸牘及印封、皆令廣大長、倨傲其辭曰、天地所生、日月所置匈奴大單于敬問皇帝、無恙。所以遺物言語亦云云。

つまり、漢が匈奴單于に与える書に一尺一寸(二二×二三センチ程度か)の牘(木簡)を用いたのに対し、匈奴側は一尺二寸の牘を用いて印封(封は封泥か)も大きくし、文帝の国書の書き出しが前と同じ「皇帝敬問匈奴大單于、無恙」であるのに対し、冒頓單于の「天所立匈奴大單于」の自称に代えて、大單于の上を「天地所生、日月所置」として倨傲の態度を示した、というのである。

以上の例から、前漢初期の漢―匈奴間における「皇帝敬問」という書式は、対等な関係にある者が用いる書式であると考えて問題ない。<sup>(3)</sup> 以上は『史記』匈奴列伝に見られる例であるが、同列伝にはまた、

(四) 孝文帝後二年(前一六二)、使使遺匈奴書曰、皇帝敬問匈奴大單于、無恙。使當戶且居雕渠難・郎中韓遼、遺朕馬二匹、已至敬受。……漢與匈奴、鄰敵之國、……朕追念前事、薄物細故、謀臣計失、皆不足以離兄弟之驩(下略)。

という例もある。ここには漢と匈奴とが鄰敵の国、つまり敵国であると述べられており、これも対等な関係で用いられたことは言うまでもない。<sup>(4)</sup>

匈奴に関する国書は以上であるが、『漢書』南粵伝・南粵王趙佗伝には次の例がある。『史記』の記事はより簡略で次の書は引用されていないが、先に引用した(二)より前の事例となる。

(五) 文帝元年(前一七九)、……上召賈(陸賈)爲太中大夫、謁者一人爲副使、賜佗書曰、皇帝謹問南粵王。(中略)。雖然、王之號爲帝、兩帝並立、亡一乘之使以通其道、是爭也。爭而不讓、仁者不爲也。願與王分棄前患、終今以來、通使如故。故使賈馳諭告王朕意、王亦受之、毋爲寇災矣。……願王聽樂娛憂、存問鄰國。

文中に「兩帝並立」とあるが、この時趙佗は漢に対しては南粵王(南越王)を名乗りながら、国内では武帝(南武帝)という帝号を名乗っていた。<sup>(5)</sup> 文帝のこの書はそうした趙佗の態度を咎めたもので、趙佗については「南粵王」と記している。これに対する趙佗の返書

は、

蠻夷大長老夫佗味死再拜上書皇帝陛下。老夫故粵吏也、高皇帝幸賜臣佗璽、以爲南粵王、使爲外臣、時內貢獻。(下略)

というものであり、「老夫佗」「味死再拜」と明確に臣下としての態度を取っている。文帝期における「皇帝敬問」と「皇帝謹問」との用法の相違は明確である。

前漢では、冒頭の書式の残る国書は以上の他には無いが、漢帝国内における「皇帝問」の用例は幾つか挙げることができるので、以下に列挙しておく。

(六) 是時匈奴彊、數寇邊、上發兵以禦之。錯(晁錯)上言兵事曰、……。文帝嘉之、乃賜錯璽書寵答焉、曰、皇帝問太子家令。(下略)

(『漢書』晁錯伝)

これは晁錯の上言を嘉して文帝が賜わった璽書の冒頭部分であるが、「寵答」とあるように臣下に対して用いた鄭重な文言であることは明白である。唐代では一般に交付される詔勅は中書省で起草され、門下省で審査された後、必要があれば中書省に差戻し、内容が確定すると尚書省に回して施行する。しかし、個人宛ての文書である諸国の君主に対する国書や節度使などへの文書は、門下省・尚書省の担当官の署名を必要とせず、皇帝の璽を押しして直接発信されて璽書と通称される<sup>(6)</sup>。漢代の公文書形式については唐代ほど詳しくは判らないが、晁錯に対する璽書の用語から見て、唐代と同様に意味の個人宛の文書はやはり璽書と呼ばれていたであろう。

晁錯は景帝に対して諸侯王の弱体化を進言して呉楚七国の乱を誘発し、景帝に誅されてしまうが、その呉楚七国の乱に際して呉王濞の発した文書には次のようにある。

(七) 孝景前三年(前一五四)正月甲子、初起兵於廣陵、西涉淮、因并楚兵、發使遺諸侯書曰、呉王劉濞敬問膠西王・膠東王・菑川王・濟南王・趙王・楚王・淮南王・衡山王・廬江王・故長沙王子。(下略)(『漢書』呉王濞伝)

これは漢室の諸王に蹶起を促す檄文に相当するものであり、呉王と膠西王以下の諸王との間に上下関係はない。「皇帝敬問」の書式ではないが、「敬問」の表現が対等な関係で用いられていることは明らかである。

(八) 上嘉淮南之意、美將卒之功、乃令嚴助諭意風指於南越。南越王頓首曰、天子乃幸興兵誅閩南、死無以報。即遣太子隨助入侍。助還、又諭淮南曰、皇帝問淮南王。使中大夫玉上書言事、聞之。(下略)

とある。この文の前後の事情の説明は長くなるので省略するが、淮南王の行為を嘉した上での風論なので、ここでの「皇帝問」は相手を鄭重に扱った表現であるといえる。

次に、元平元年(前七四)には、子が無くて崩御した昭帝の後継者として一旦即位した昌邑王劉賀が、昭帝の埋葬に至る間の行状を問題とされて大將軍霍光の主導で廃位された。昭帝の上官皇后(この時には皇太后)に対してその廃位の理由を挙げた、『漢書』霍光伝の臣下連名の上奏文の一部に

(九) 尚書令讀奏曰、……爲書曰、皇帝問侍中君卿。使中御府令高昌奉黃金千斤、賜君卿、取十妻。

とある。文中の君卿がどのような人物であるかは不明であり、その官の侍中も漢代では加官でどの高さの官職に相当するかは決められないが、ここでは昌邑王の侍中に「皇帝問」の璽書を発信し、黄金千斤を与えよとか、十妻を取らせよ等と述べたことが問題とされたのである。

次に、『漢書』趙充国伝には

(一〇) (神爵元年(前六一)?) 以書敕讓充國曰、皇帝問後將軍、甚苦暴露。(下略)

とある。これは羌の征討に関する趙充国の意見に反対した宣帝の文の冒頭であり、敕讓とは厳しく責める意味である。この後、宣帝と趙充国との間には何度か文書の遣り取りがあったが、それらは「其(神爵元年) 秋、充國病、上賜書曰、制詔後將軍。……遂上屯田奏曰、……。上報曰、皇帝問後將軍。……。上復賜報曰、皇帝問後將軍。……。上於是報充國曰、皇帝問後將軍」とある。詳しい説明は省略するが、これらは相手を鄭重に扱った表現の「皇帝問」であっても、厳しい内容を含んだ場合のあることを示している。また、「制詔後將軍」という用例もあるが、漢代では「制詔」は臣下に用いる皇帝の文書のうちで、冊書(策書)に次ぐ二番目に鄭重な文書である。趙充国との遣り取りで「制詔」より「皇帝問」の表現が多いのは、宣帝が形式的には趙充国をより鄭重に扱っていることを示しているのはなからうか。

次に、元帝期のものとして以下の三点が挙げられる。

(一一) (永光二年(前四二)以後) 上於是以璽書勞奉世、且讓之曰、皇帝問將兵右將軍、甚苦暴露。〔『漢書』馮奉世伝〕

顔師古の註に拠れば、「將兵右將軍」というのは、実際に兵を將いて外地にいる右將軍の意味である。これは、羌族を討つために兵士の増員を要求した馮奉世に対して、元帝が彼をねぎらうと同時に、裨將の派遣を断つたことを批判したものである。

(一二) (年次不詳) 有司奏請逮捕欽。上不忍致法、遣諫大夫王駿、賜欽璽書曰、皇帝問淮陽王。(『漢書』宣元六王伝・淮陽憲王欽伝) これは、淮陽王劉欽の舅張博の女婿の京房が、張博が政治を誹謗している等と訴えたことに対する元帝の措置である。

(一三) 東平思王宇、甘露二年(前五二)立。元帝即位、就國。……久之、事太后、内不相得、太后上書言之、求守杜陵園。上於是遣太中大夫張子蟜、奉璽書敕諭之曰、皇帝問東平王。(『漢書』宣元六王伝・東平思王宇伝)

これは、皇太后であった宣帝の王皇后に事えて不和になった東平王劉宇に対して、元帝がこれを論じた文である。張晏の註によれば子の無い宮人は園陵を守ることになっており、杜陵は宣帝陵であり王太后には子が無かった。

以上三点の「皇帝問」文書は右將軍や皇帝一族に与えられたもので、相手の地位は高かったが、いずれも相手を咎める内容を含んでいた。

成帝期のものとしては以下の二点が挙げられる。

(一四) 孝成許皇后、大司馬車騎將軍平恩侯嘉女也。……時又數有災異、劉向・谷永等皆陳其咎在於後宮。上然其言、於是省椒房掖廷用度。皇后乃上疏曰、妾誇布服糲食。……上於是采劉向・谷永之言、以報曰、皇帝問皇后、所言事聞之。(下略)〔『漢書』外戚伝下〕

#### 孝成許皇后伝

これは、後宮の用度を節約しようとした成帝に上疏した許皇后に対し、成帝が反論したものである。

(一五) 綏和二年(前七)春、熒惑守心。……上乃召見方進、還歸未及引決、上遂賜冊曰、皇帝問丞相。(下略)〔『漢書』翟方進伝〕

綏和二年は成帝の最晩年であり、この文は社会不安が続く中で丞相の翟方進に対し、その失政を厳しく咎めた文である。内容は厳しいが、前述の制書より格上の冊書として、「皇帝問」の文言が用いられている点が目を引く。

前漢の例は以上である。「皇帝敬問」「皇帝問」では、「皇帝敬問」がより上級の相手に発信されていることは誤りない。呉楚七国の乱における「呉王劉濞敬問膠西王（下略）」の例に見られるように、「敬問」が対等な相手に用いられていることは間違いなく、漢と匈奴との国書の用例からも、「皇帝敬問」が敵国に発信されていることが認められよう。「皇帝謹問」が一例あったが、漢に対して南粵王（南越王）を名乗りつつ国内では武帝という帝号を名乗っていた趙佗に対して、敵国に対する「皇帝敬問」よりやや低く、且つ一般の臣下に対する「皇帝問」よりは格上の書式として、例外的に「皇帝謹問」が用いられたと考える問題ないであろう。唐代では「皇帝謹問」の例は無いが、皇帝敬問↓皇帝問の序列は基本的に維持される。また、唐代では異民族に対してもその下に「敕」で始まる一般的な敕書があるが、漢代では「敕（某）」の事例は国書には無い。また、「皇帝敬問」「皇帝謹問」の例が文帝期に集中していることは、前漢の国際関係が文帝（在位前一八〇〜前一五七）の頃から整序されてきたことと、それ以後になると周囲の異民族に対して前漢王朝の立場が優越するようになってきたことを物語っているように思う。

一方で、前漢では「皇帝問」は国内の臣下（内臣）の例に限られた。その対象は漢王朝一族の王が三例（八・二二・二三）、將軍が二例（一〇・一一）、皇后及び丞相が各一例（一四・二五）で、特殊な例として太子家令であった晁錯に文帝が発した璽書（六）があるが、「文帝嘉之……寵答焉」とあって、特に優遇された書式であったことは明白である。昌邑王賀の「皇帝問侍中君卿」も特殊であるが、昌邑王賀の皇帝としての資質に欠ける一例として挙げられているので、こちらは本来用いるべきではない相手に対して用いられた、好ましからざる例であったと見て良いであろう。ただし、後半の（一〇）から（一五）までの諸例は、相手を咎めるような内容のものであり、「皇帝問」という書式が、必ずしも相手を評価した場合に用いられているわけではないことにも注意しておく必要がある。また、（二五）の翟方進の例では、それは冊書に分類される文言であった。

後漢では「皇帝敬問」の用例はなく「皇帝問」が二例見られるが、一つは後漢末の魏に禪讓する直前の例であるので、南北朝末期までの例と併せて次節に述べることとし、本節では次の一例のみ掲げておく。『後漢書』孝明八王列伝・下邳惠王衍伝の和帝（在位八八〜一〇五）即位時の李賢注に引かれた『東觀記トウケンキ（東觀漢紀）』である。

（二六）東觀記載賜恭詔曰、皇帝問彭城王、始夏無恙。……王其差次下邳諸子可爲太子者上名、將及景風、拜授印綬焉。

これは、『後漢書』下邳惠王衍伝の本文を参照すると、下邳王衍が病気で判断力が無くなった後に太子の邛が罪によって廃せられ、衍の諸姫の間で誰を太子に立てるか争いとなったのに対し、彭城王恭に下邳まで行って太子に相応しい人物を和帝に推薦するように指示した文である。彭城王恭に対する和帝の信頼が無ければこのような指示は出されないであろう。相手を比較的鄭重に扱った例として良いのではなからうか。

### 三 魏晉南北朝期の「皇帝敬問」「皇帝問」

前述した後漢末の例は、『三国志』魏書卷二・文帝紀所引『献帝伝』の「禪代衆事」延康元年（二二〇）一〇月に見られる次の一例である。

（二七）壬戌、冊詔曰、皇帝問魏王言、……今使音（張音）奉皇帝璽綬、王其陟帝位、無逆朕命、以祇奉天心焉。

これは、後漢も末年で献帝が魏の文帝（魏王）に禪譲するに当たり、献帝の禪譲と魏王の辞退との遣り取りが三回行われたうちの二回目のものであり、引用文から明白なように、献帝が魏王を皇帝に冊立しようとする冊書である。しかし、その冒頭は「皇帝問」である。次いで、次の例は魏も末の時期の文であるが、「皇帝敬問」と「制詔」の使い分けについて実に貴重な記録が書き留められている。

（二八）十一月、燕王上表賀冬至、稱臣。詔曰、古之王者、或有所不臣、王將宜依此義。表不稱臣乎、又當爲報。夫後大宗者、降其私親、況所繼者重邪。若便同之臣妾、亦情所未安。其皆依禮典處、當務盡其宜。有司奏、以爲、……伏惟燕王體尊戚屬、正位藩服、躬秉虔肅、率蹈恭德、以先萬國。其于正典、闡濟大順、所不得制。聖朝誠宜崇以非常之制、奉以不臣之禮。臣等平議以爲、燕王章表、可聽如舊式。中詔所施、或存好問、準之義類、則宴〔燕〕觀之族〔敬〕也。可少順聖敬、加崇儀稱、示不敢斥、宜曰皇帝敬問大王侍御。至于制書、國之正典、朝廷所以辨章公制、宜昭軌儀于天下者也。宜循法、故曰制詔燕王。凡詔命・制書・奏事・上書、諸稱燕王者、可皆上平。其非宗廟助祭之事、皆不得稱王名、奏事・上書・文書及吏民皆不得觸王諱、以彰殊禮、加于羣后。上遵王典尊祖之制、俯順聖敬絜絜之心、二者不愆、禮實宜之、可普告施行。（『三国志』魏書卷四・三少帝紀、陳留王景元元年（二六〇）

## 條)

この引用文冒頭の燕王は曹操の子で、この時の皇帝陳留王奐の父燕王宇である。陳留王が即位したのは景元元年六月であるが、一月の冬至に父の燕王宇が上表して冬至を賀すると同時に臣を称したので、ここに示した議論が起きたのである。有司の奏で行論に必要な部分を敷衍すれば以下のようなだろう。

燕王が皇帝としての陳留王に出す章表では従来通りとする、というのは称臣するということであろう。次の「中詔所施、或存好問」の中は中朝のことで、全体としては朝廷の公的な文書ではない私的な性格の強い文書ではより鄭重な書式を用いて良い、という意味であろう。「準之義類」というのは拠るべき先例のことを言っているのであり、標点本に「宴〔燕〕觀之族〔敬〕也」とあるのは、盧弼『三国志集解』に引かれた何焯の論を参照すると、『礼記』文王世子篇にいう「若公與族燕、……公與父兄齒」、即ち一族で宴会（さむい）を行う時は年齢順に並ぶ、という意味であり、「宴〔燕〕觀之族〔敬〕」の「族」は「敬」の譌である。つまり、中詔においては少しく聖敬（とが）に順い、儀称を崇めて、「皇帝敬問大王侍御」と言うべきである。しかし、天下に軌儀を昭らかにする国の正典の制書においては、法に循つて「制詔燕王」とすべきである。また、詔命・制書・奏事・上書という皇帝と燕王との間の公文書で「燕王」と称する場合には上平、つまり「燕王」の上を空格とする。本人は宗廟の助祭の場合でなければ王名（燕王宇）を称することはなく、一般の臣下の奏事・上書やその他の公文書、また吏民の間では燕王の諱の「宇」は用いないようにし、群臣とは一段区別して殊礼を加えたことを彰らかにする。以上の解釈に大過無いとすれば、陳留王奐は公的な関係の弱まる「中詔」においては父の燕王宇に対して「皇帝敬問大王侍御」を用いるが、公的な制書においては君臣関係にあることを示した「制詔燕王」を用いたのである。ここでも、「皇帝敬問」が相手を鄭重に扱う場合に用いられたことは誤りないが、君臣関係ではない家人の関係の中で用いられた例と言い換えても良いかもしれない。<sup>9)</sup> また以上から、当時の制書の書き出しが制詔であったことも確認されるが、三国魏の末期にも漢代と同じ書式が用いられていたことが判明する点でも、この（一八）は貴重な史料である。

続いて南朝では宋（四二〇～四七九）に「皇帝敬問」「皇帝問」の事例が多く見られる。次の（一九）（二〇）は、宋初の高句麗及び百済に発信した事例であるが、南北朝時代の中国側から異民族の君主に宛てた「皇帝問」のすべてである。

(一九) 少帝景平二年(四二四)、璉(高璉)遣長史馬婁等、詣闕獻方物。遣使慰勞之曰、皇帝問使持節・散騎常侍・都督營平二州諸軍事・征東大將軍・高句麗王・樂浪公。(中略)今遣謁者朱邵伯・副謁者王邵子等、宣旨慰勞。其茂康惠政、永隆厥功、式昭往命、稱朕意焉。〔『宋書』卷九七・夷蛮伝・東夷高句麗伝)

(二〇) 元嘉二年(四二五)、太祖詔之曰、皇帝問使持節・都督百濟諸軍事・鎮東大將軍・百濟王。(中略)今遣兼謁者閻丘恩子・兼副謁者丁敬子等、宣旨慰勞、稱朕意。〔『宋書』同伝・東夷百濟国伝)

宋の少帝劉義符は景平二年六月に廃して殺され、七月に文帝が即位しているので、実際にはおそらく文帝即位時に高句麗・百濟が共に入朝し、同時期に文帝が右の国書を発信したのであろう。唐代の「勅」で始まる国書に比べれば、ある程度相手を優遇した例となる。また高句麗には謁者(謁者僕射か)・副謁者が送られたのに対し、百濟には兼謁者・兼副謁者が送られている。兼謁者・兼副謁者というのは本官は別にあり、使者に立った時だけ臨時に兼謁者・兼副謁者の肩書を与えて、高句麗への使者に合わせて調整したことを意味している。このことと高句麗王と百濟王との肩書との相違から、両者の間では高句麗が上位に扱われていることは明白である。

(二一) (元嘉一七年(四四〇)以後か) 皇帝敬問彭城王。禮賢下士、聖人垂訓、奢侈矜尚、先哲所去。(下略)〔『文館詞林』卷六九一・勅上、宋文皇帝与彭城王義康勅一首)

彭城王義康は文帝の次弟。初めはよく文帝を助けたが、次第に党与を作って対立するようになり、かつて府佐であった范曄の反乱計画に巻き込まれて庶人とされた。後に反文帝の勢力によって担ぎ出されそうになり、文帝から死を賜わるが自死を肯んぜずに撻殺された。元嘉一七年に党与を出世させようと図って彼等共々処分を受けたが、(二二)の文には引用した最初の部分のほか、「官爵賜與、尤應裁量」などという表現もあるので、それに関連して文帝が注意したのがこの文だったのではなからうか。内容的には今日の嚴重注意到類する文である。

(二二) (孝建元年(四五四)二月) 遣傳奉表曰、……。上詔答曰、皇帝敬問。(下略)〔『宋書』卷六八・武二王・南郡王義宣伝)これは反乱を起こした南郡王義宣のことを孝武帝が責めた文である。

(二三) (明帝泰始二年(四六六)八月の記事の後に) 上遣文秀弟文炳、詔文秀曰、皇帝前問(問前) 督青州・徐州之東莞東安二郡諸軍

事・建威將軍・青州刺史。(下略) (『宋書』卷八八・沈文秀伝)

明帝が前廢帝を廢して(殺して)即位すると、鄧琬らが晉安王子勛を担いで乱を起こした。晉安王側に附いた沈文秀に対し弟の文炳を遣わして、速やかに帰順するように明帝が述べた文である。沈文秀は翌泰始三年二月に帰順して前の官に安んぜられ、その後は北魏との前線で宋のために尽力した。

以上のように、(二一)から(二三)は皇帝にとって好ましからざる行動をとった人物か、反旗を翻した人物に対する文書であり、(二二)(二三)は「詔」と記されている。「皇帝敬問」は敵対的な相手にも発信されているのであり、これらはいずれも、相手を尊重しているような冒頭の表現と内容とが一致していないことを示す事例となろう。

(二四) (宋順帝・昇明三年(四七九)四月) 再命璽書曰、皇帝敬問相國齊王。大道之行、舉三代之英、朕雖闇昧、而有志焉。(下略) (『南

齊書』卷一・高帝紀上)

これは、宋の順帝が南齊の高帝に禪讓する過程で発信された事例であるが、(一七)の後漢の獻帝から魏の文帝への「皇帝問」とは違って、「皇帝敬問」となっている。初めに「再命璽書」とあるのは、その前に相國の印綬と齊公の璽綬とを与えているからである。この後、高帝は三度辞してから順帝の禪讓を受けている。

(二五) 河南、匈奴種也。……建元元年(四七九)、太祖即本官、進號驃騎大將軍。宋世遣武衛將軍王世武使河南。是年隨拾寅(吐谷渾

拾寅)使來獻。詔答曰、皇帝敬問使持節・散騎常侍・都督西秦河沙三州諸軍事・車騎大將軍・開府儀同三司・領護羌校尉・西秦

河二州刺史・新除驃騎大將軍河南王。……王世武至、得元徽五年(宋の後廢帝の年号、四七七)五月二十一日表、聞之濕熱、想

比平安。又卿乃誠遙著、保寧遐疆。今詔升徽號、以酬忠款、遣王世武銜命拜授。(『南齊書』卷五九・河南伝)

これは、南北朝時代の異民族に対する「皇帝敬問」の貴重な例である。やや長く引用したが、宋の元徽五年以前に王世武が吐谷渾拾寅に派遣されていた。吐谷渾拾寅は宋末に使持節・散騎常侍・都督西秦河沙三州諸軍事・車騎大將軍・開府儀同三司・領護羌校尉・西秦河二州刺史を受けており、王世武はその時の使者であったのであろう。しかし、彼が戻った時は南齊成立後であり、王世武の持参した吐谷渾(河南王)からの元徽五年五月二二日の表を受けたのは、南齊の高帝であった。「聞之濕熱、想比平安」というのは、その表に

対する高帝の返事の文言ということになる。しかるに、吐谷渾拾寅自身も南斉の成立に合わせて使者を送っており、「又卿乃誠遙著」以下はそれに対する高帝の返事の文言ということになる。「今詔升徽號」とあるように、宋の授与した右の称号に加えて車騎大將軍を驃騎大將軍に進めたのである。以上の解釈で大過なければ、ここでの「皇帝敬問」は優遇の例である。(一九)(二〇)の高句麗・百濟の「皇帝問」と比較して、「皇帝敬問」の表現も「升徽号」と連動しているのかも知れない。

(二六) (中興二年(五〇二)正月) 宣德皇后敬問具位。(下略) (『文選』卷三六・令・任彦昇宣德皇后令一首)

これは、『南斉書』和帝紀及び『文選』の李善注を参照すると、南斉から梁の交代期に江陵(荊州)で、蕭衍(梁の武帝)によって皇帝に立てられた和帝(李善は蕭穎胄に誤る)が蕭衍を相国とし、十郡に封じて梁公としたことを蕭衍が辞退したのに対し、宣德皇太后に封を受けるように勧めさせた文である。「具位」というのは、梁に成立した『文選』で武帝のことを直言するのを避けた表現である。『南斉書』和帝紀ではこのことは中興二年正月にあり、二月には梁公を梁王に進爵し十郡を増封している。また宣德皇后は、南斉武帝の子で鬱林王の父文恵太子長懋の妃王氏。鬱林王が即位すると尊んで皇太后とし、宣德宮と称した。よって右の「宣德皇后敬問」は、正しくは「宣德皇太后敬問」とあるべきである。

(二七) 世祖(元帝) 與紀書曰、「皇帝敬問假黃鉞・太尉・武陵王。……今遣散騎常侍・光州刺史鄭安忠、指宣往懷。」仍令諭意於紀、許其還蜀、專制岷方。紀不從命、報書如家人禮。(『梁書』卷五五・武陵王紀伝)

これは、梁の元帝の太清五年(五五一)六月、何とか侯景の乱を平定した元帝が、乱の最中に蜀に自立した武陵王紀に対し蜀に戻って岷の方面を安定させるように説いたものであるが、紀は元帝の即位を認めず、後に滅ぼされて殺されている。(二二)(二三)と同様に、反旗を翻した人物に「皇帝敬問」を用いた例である。

(二八) 皇帝問梁都官尚書沈重。觀夫八聖六君、七情十義、殊方所以會軌、異代於是率由、莫不趣大順之遙塗、履中和之盛致。(中略) 有周開基、爰蹤聖哲、拯蒼生之已淪、補文物之將墜、天爵具修、人紀咸理。(下略) (『周書』卷四五・儒林伝・沈重伝)

沈重はもともと梁に仕えて碩儒として知られた人物である。侯景の乱の後に後梁の宣帝(蕭贇)に仕えたが、儒教を尊崇しようとした北周の高祖武帝によって迎えられた。これはその時の文であるが、沈重伝には「保定(五六一―五六五)末、重至于京師」とあるので、

この文は五六五年以前に発せられたものとなろう。後梁は北周の傀儡国家であるが、この文は皇帝（孝明帝蕭歸か、在位五六二―五八五）の頭越しに直接本人に渡されている点特徴的である。冒頭は「皇帝問」であって、鄭重な内容ではあるがこの時期の文としては特に相手を立てた「皇帝敬問」は用いられていない。しかし、その前には「高祖以重經明行修、迺遣宣納上士柳裘至梁徵之。仍致書曰」とあり、この文を沈重に手交するのに「致書」と記している点は注意しておく必要がある。「致書」については後で述べる。

#### 四 隋代の国書と致書

隋代には、以下に述べる『日本書紀』所収の国書を除いては、国の内外を問わず「皇帝敬問」「皇帝問」の文書が発せられたことはない。ただ、次の文書は「敬問」類似の用例で日本とも関係するので紹介しておく。周知の如く、隋の大業三年（六〇七）に倭国は「日出處天子致書日没處天子、無恙」の国書を送り、煬帝はこれに悦ばなかったが翌年には裴世清を倭国に派遣した。裴世清が帰国する時の倭国の返書が「東天皇敬白西皇帝」で始まる文書であるが（三一）、隋の文帝が「敬白」を用いたのが以下の文書である。

（二九）開皇十三年（五九三）十二月八日、隋皇帝佛弟子姓名敬白十方盡虚空遍法界一切諸佛一切諸大賢聖僧……。（中略）周室除滅之時、自上及下、或因公禁、或起私情、毀像殘經、慢僧破寺。如此之人、罪實深重。今於三寶前、悉爲發露懺悔、敬施一切毀廢經像絹十二萬匹、皇后又敬施絹十二萬匹。王公已下、爰至黔黎、又人敬施錢百萬。願一切諸佛一切諸大賢聖僧、爲作證明、受弟子懺悔。（隋・費長房撰『歷代三寶記』卷一一、大正新脩大藏經第四九冊史伝部一）

これは北周武帝の廢仏の補いとして、文帝や独孤皇后のほか王公から庶民に至るまで多くの布施を行うことを述べた文である。「隋皇帝佛弟子姓名」とあるのは皇帝の姓名を直書するのを避けたもので、元の文では「楊堅」と書かれていたはずである。諱の「堅」だけであれば「臣某」称と同じ臣下の地位に身を置くことになるが、「楊堅」であればそこまで自分を卑下した表現にはならない。しかし「仏弟子」とある以上、諸仏や諸大賢聖僧に対して自分を低い地位に置いていることは明かであり、その時に「敬白」という表現が用いられているのである。倭国が六〇七―六〇八年段階で（二九）を見ることができたか否かは判らないが、「敬問」に比べると「敬白」が

やや遜った表現であることは言えるのではなからうか。

そこで、中国史料ではないが、『日本書紀』所収の煬帝と推古天皇との国書を示すと以下の如くである。<sup>(1)</sup>

(三〇) 其書曰、皇帝問倭皇。使人長吏大禮蘇因高等至、具懷。(中略) 知皇介居海表、撫寧民庶、境内安樂、風俗融和、深氣至誠、遠脩朝貢。丹欸之美、朕有嘉焉。稍暄、比如常也。故遣鴻臚寺掌客裴世清等、稍宣往意、并送物如別。(『日本書紀』推古天皇一六年八月壬子條)

(三一) 其辭曰、東天皇敬白西皇帝。使人鴻臚寺掌客裴世清等至、久憶方解。季秋薄冷、尊如何、想清念、此即如常。今遣大禮蘇因高・大禮乎那利等往、謹白不具。(同書同年九月辛巳條)

以上の(三〇)は皇帝の徳は遠近を区別するものではないこと、海表の倭国の遣使を嘉すること、そして裴世清を遣わすことを述べたものであり、(三一)は裴世清の訪問によって長年の念願が解けたことを述べた後に、季節の挨拶と小野妹子らの派遣を伝えたもので、いずれも儀礼的な挨拶以上に何か特別な用件を伝えたものではない。(三〇)冒頭の「皇帝問倭皇」の「倭皇」は、原文は「倭王」とあったものを『日本書紀』の編者が書き換えたものとするのが定説であり、文中の「皇介居海表」の「皇」も原文では王とあつたはずである。倭国の国書に悦ばなかつた煬帝が裴世清を派遣したのは、大業四年(六〇八)の高句麗遠征を控えて倭国と摩擦の起こるのを配慮したためと考えられ、「皇帝問」が用いられているのもその点と関係していると解釈できよう。さきの「敬白」に関する考察に大過なければ、倭国の返書の「東天皇敬白西皇帝」は「皇帝敬問」に比べてやや遜った表現であり、末尾に「謹白」とやはり「白」字を用いているのもそうした配慮と言えるのではなからうか。

「皇帝敬問」「皇帝問」に関連して『日本書紀』に著録されていた二通の国書を引いたが、隋と突厥との間には「致書」関連の国書が同じく二通存在していた(『隋書』卷八四・北狄傳・突厥傳)。

(三二) 沙鉢略遣使致書曰、辰年九月十日、從天生大突厥天下賢聖天子・伊利俱盧設莫何始波羅可汗致書大隋皇帝。使人開府徐平和至、辱告言語、具聞也。皇帝是婦父、即是翁、此是女夫、即是兒例。(下略)

(三三) 高祖報書曰、大隋天子貽書大突厥伊利俱盧設莫何沙鉢略可汗。得書、知大有好心向此也。既是沙鉢略婦翁、今日看沙鉢略、共兒

子不異。既以親舊厚意、常使之外、今特別遣大臣虞慶則往彼看女、復看沙鉢略也。

この時、突厥の沙鉢略可汗には北周から降嫁した千金公主がおり、隋の文帝が北周を滅ぼした後に文帝に子となることを願っていた。それを文帝が認め、以上の二通の国書の遣り取りとなったのである。辰年は隋の開皇四年（五八四）である。引用部分で判る通り、千金公主が文帝の女に認められたところで（大義公主と改称）、文帝と沙鉢略可汗とは婦の父と児との間柄となったのである。その上で、突厥に使いた虞慶則は沙鉢略可汗に称臣することを認めさせ、沙鉢略は「大突厥伊利俱盧設始波羅莫何可汗・臣攝圖言」で始まる上表文を差し出している。

従って、ここでの「可汗……致書……皇帝」「天子貽書……可汗」はこの時のみの対等な関係の遣り取りであるが、その後の倭国の「日出處天子致書日沒處天子、無恙」国書の表現の妥当性を考察する上での貴重な前例となる。異民族の首長が中国の皇帝に対して、「皇帝」の称号を用いて国書を発信した例は南北朝には無いが、前漢の匈奴の前例がある。逆に、中国の皇帝が「天子」の自称で異民族に国書を発信したのはこれが初めてであり、精査したわけではないが清末までもこれ一例であろう。おそらく文帝は、沙鉢略可汗との交渉が成立した所で、完全に対等な表現となる皇帝の自称を避け、「天子」の自称を取って用いて交渉の進展を図ったのであり、他に用例を見ない「貽書」という表現もそうした配慮に沿ったものであったであろう。(二八)の所で言及しておいたが、南北朝時代まで国書や璽書の冒頭に「致書」が用いられた例は無い。挙例は省略するが、用例は全て(二八)のように動詞として用いられている。「致書」文言を国書の冒頭に取り入れた点で(三三)は画期的な文書であったのである。次に「致書」文言を冒頭に用いたのが倭国の「日出處」の国書であった。「天子」号については、東南アジア諸国から南朝の宋や梁の皇帝に送られた国書では中国の皇帝を「天子」と称した例も多い。「日出處」文書については本稿では特に論じないが、こうした他国の用例についても考慮することが必要であろう。

## 五 おわりに

隋以前の「皇帝敬問」「皇帝問」の用例は以上である。匈奴との遣り取りから見て、漢代で「皇帝敬問」が対等な関係で用いられて

いたことは誤りない。「皇帝問」は国内のみに用いられていたが、その対象は皇后と皇帝一族の王及び將軍・丞相にほぼ限られていた。漢代では將軍号は濫授されておらず、後漢末に獻帝が魏の文帝を皇帝に冊立しようとした際の国書にも「皇帝問魏王」とあるので、漢代における「皇帝敬問」はかなり地位の高い相手に用いられていた、ということができる。三国魏では、皇帝であった陳留王奐が父の燕王宇に対して、私的な性格の強い文書には「皇帝敬問」を用い公式の制書には「制詔燕王」を用いていた。右の「皇帝問魏王」は冊詔即ち冊書における用法であるので、三国魏でも漢代と同様の文書形式が用いられていたとすれば、「皇帝敬問大王侍御」は冊書以上に相手を尊重した表現であることになろう。

南朝では、国内用としての「皇帝敬問」の用例が多かった。宋では皇帝一族の彭城王義康・南郡王義宣に「皇帝敬問」が発信された。彼等は反乱など皇帝にとって好ましくない行動を取った者であり、「皇帝敬問」の表現と内容とは無関係であった。しかし、晉安王子勛の乱に荷担した沈文秀に帰順を勧めた明帝の文は「皇帝問」であり、皇帝一族であるか否かが「皇帝敬問」と「皇帝問」との差になっていたのであろう。梁末の侯景の乱の際に自立した武陵王紀に対する元帝の書も「皇帝敬問」となっており、宋の彭城王義康・南郡王義宣の場合と同様であった。宋から南齊への禪讓の際には「皇帝敬問」が用いられ、南齊から梁への禪讓の際には「皇后敬問」（正しくは「皇太后敬問」）が用いられた。禪讓の際の新王朝の皇帝に対する書式は、後漢末の「皇帝問」から宋以後は「皇帝敬問」に変化したのである。（二八）は北周から後梁の官僚に発信された例であるが、「皇帝問」の書式は宋の沈文秀の場合と共通している。禪讓の場合を除けば、南北朝では皇帝一族には「皇帝敬問」、その他の人物に鄭重に接する場合には「皇帝問」が用いられた、と概括できよう。

異民族に関しては、宋で高句麗・百済に各一例あり、それらは「皇帝問」であった。宋から得た官職や宋の使者の資格では高句麗が上位であったが、書式自体には特に区別は附けられていない。南朝の諸王朝は異民族と厳しい関係に立ったことはなく、南朝と敵国関係になった異民族は無かったと思われる。坂元義種氏は南朝から異民族に授与された將軍号を分析し、北朝を牽制する上で高句麗には高位の將軍号を授与したが、さらに北朝とも通交している高句麗を牽制する意味で、百済にこれに続く將軍号を授与していたことを指摘している<sup>(29)</sup>。そうした高句麗・百済に対する扱いが、「皇帝問」という国書の書式に反映しているのではなからうか。坂元氏に拠れば、

西方の吐谷渾（河南）は宋代にあつては、高句麗と百濟との中間に位する將軍号を受けていた。（二五）の場合には、その吐谷渾が南齊建国時に驃騎大將軍を進号されたことに合わせて、国書でも通常より一段高い「皇帝敬問」の書式が用いられた、と解釈することができるであらう。

以上から、「皇帝敬問」「皇帝問」文書の発信される相手の地位の高さは、漢代から南北朝の後期にかけてほとんど変化しなかった、とすることができようであらう。明らかに敵国関係で用いられたと認められるのは、漢初の突厥との遣り取りに限られるので、その点では君臣関係の範囲で用いられたとする中村裕一氏の主張が成り立つとも言える。しかし、禪讓で皇帝位に即く際にも用いられているのであるから、「皇帝敬問」を全て同一の君臣関係の枠内で説明するべきではないであらう。一方、隋代になると「致書」文言を国書冒頭に取り入れた突厥の例も出てくる。倭国の「日出処天子致書日没処天子」の例を考慮すれば、隋代以降「致書」が敵国関係の書式として登場した、ということが出来る。しかし、その二例はいずれも異民族側のものであつて中国側のものではない。唐代の国書における「致書」の用例は、『善隣国宝記』に冒頭のみ伝えられる日本に対する一例を除いては存在せず、唐代では国書としての「致書」の用例が確立しているとは言い難い。唐代の突厥の場合には、「皇帝敬問」「皇帝問」の用例が「敕」と時期を違えて存在しているのであり、「皇帝敬問」「皇帝問」を一律に慰勞制書の範疇で括るのは、それぞれの用法の差異を無視することにならう。本稿で検討しような「皇帝敬問」「皇帝問」及び「致書」の用例を踏まえながら、唐代の用例についても改めて論じるべきであらう。

## 註

- (1) 拙稿「唐代の国際文書形式」、拙著『古代東アジア世界史論考―改訂増補隋唐の国際秩序と東アジア―』所収、八木書店古書出版部、二〇一九年、初出は一九七四年。
- (2) 中村裕一「唐代制勅研究」汲古書院、一九九一年、「唐代公文書研究」同上、一九九六年。
- (3) 中村氏は『唐代史研究会報告第VI集中国都市の歴史的研究』刀水書房、一九八八年、「慰勞制書の起源」で、唐代慰勞制書の起源は前漢にあり、「皇

帝(敬)問某」は臣僚の上奏に回答し、臣僚を慰諭する目的の文書であった。これは唐代の慰勞制書と通じるものであり、唐の慰勞制書は用途と外形の様式において漢代王言の色彩を残すものであった、と結論した。しかしその論証の過程で、

漢は「王臣に非ざるなし」の天下觀に立脚しているのであり、漢朝と対等な存在は觀念上も存在しなかったものであり、「皇帝敬問某」は漢を唯一絶對の支配者として発信したのに相違ないのである。

と述べているのは(八三頁)証明抜き論断である。隋唐時代には、紛れもなく「致書」が対等な文言であるので、中村氏は漢代の「皇帝敬問」についても右のような判断を下したのであろう。しかし、漢代の史料には「致書」文言の国書は存在しない。従って、漢代の「皇帝敬問」の用例について、直ちに右のような判断を下してよいかは問題であらう。

(4) 以上の(二)～(四)については『漢書』匈奴伝も略ぼ同内容を伝えている。ただし、(二)の後半の『漢書』には異同が多い。また(四)については、私は註(1)所掲「唐代の国際文書形式」の初出の論文においては、当時通行していた中華書局の標点本『史記』を用いずに瀧川亀太郎『史記会注考証』等に従って当該部分を「鄰敵之國」に改めている。同書第九冊・卷一一〇・匈奴列伝校勘記(五三三)参照。

(5) 漢の文帝・武帝という帝号は死後の諡であり、在位中の称号ではない。これに対して、南越の各王は在位中に武帝等を名乗っていた。これを生号というが、実例はあまり多くない。なお、漢代の皇帝の諡号は孝文帝・孝武帝等と「孝」を附けて言うのが正しく、文帝・武帝等は習慣的な略称である。

(6) 註(2)所掲中村『唐代制勅研究』第四章第三節「璽書」、初出は一九八一～八二年、参照。

(7) 大庭脩『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年、第三篇第一章「漢代制詔の形態」、初出は一九六三年、参照。なお大庭氏が強調しているが、魏の景初三年(二三九)に発せられた卑彌呼を親魏倭王に任命する明帝の国書は、「制詔親魏倭王卑彌呼」で始まる制書であり冊書ではない。『親魏倭王』学生社、一九七一年、増補版、二〇〇一年、参照。

(8) 「燕」と「宴」とは通用し、ここでの「燕」は燕王の燕とは無関係である。

(9) 「君臣の礼」と「家人の礼」との相違については、尾形勇『中国古代の「家」と国家』岩波書店、一九七九年、参照。

(10) 「臣某」称の意義については、註(9)所掲尾形『中国古代の「家」と国家』参照。

(11) この二通の国書に関する論文は数多いが、代表的なものとして堀敏一「日本と隋・唐両王朝との間に交わされた国書」、同氏『東アジアのなかの古代日本』所収、研文出版、一九九八年、を挙げておきたい。

(12) 拙稿「隋唐交代と東アジア」、註(1)所掲拙著『古代東アジア世界史論考』所収、初出は一九九二年、参照。

(13) 坂元義種『古代東アジアの日本と朝鮮』、吉川弘文館、一九七八年。

(14) 『善隣国宝記』所収の倭国・日本に対する国書冒頭の諸例については、拙稿「唐代国際関係における日本の位置」、註(1)所掲拙著『古代東アジア世界史論考』所収、初出は一九九八年、参照。なお管見では、唐朝から異民族に発信された「致書」文書には以下の三例があるが、いずれも皇帝以外の官僚から首長以外の人物に送られたものである。

『白氏長慶集』卷三九・翰林制詔三(『全唐文』卷六七四)

代王佖荅吐蕃北道節度論贊勃藏書(『白居易集』卷五六、奉勅撰) 大唐朔方靈鹽豐等州節度使檢校戸部尚書寧塞郡王王佖致書大蕃河西北道節度使論公廳

下

同書卷四〇・翰林制詔四(『全唐文』卷六七四)

代忠亮荅吐蕃東道節度使論結都離等書奉勅撰 大唐四鎮北庭行軍涇原等州節度使檢校工部尚書兼御史大夫丹陽郡王朱忠亮致書大蕃東道節度使論公・都監

軍使論公廳下

『李文饒文集』卷八・制詞(『全唐文』卷七〇七)

代劉沔與回鶻宰相頡于伽思書 會昌三年八月二十日大唐河東節度使檢校右僕射劉沔致書于九姓回鶻頡于相公閣下